

2008年5月16日

県職員旅費二重取り問題に関する住民監査請求の監査結果に対するコメント

仙台市民オンブズマン

事務局長 野 呂 圭

本日出された監査結果に対するコメントは、次の通りです。

- 1 監査結果は、「付言」において、「旅費と通勤手当の調整を行っていなかった取扱いについては、社会通念に照らして適切さを欠いており、県民の理解を得がたい」と述べ、さらに、制度改正を確実なものとするため、早期に旅費条例等において明文化を図ること、今後とも、社会通念に適合した旅費制度とするよう努めること、旅行の内容や用務について説明責任を果たすよう努めること、を知事に要望している。

これは、監査委員も旅費二重取りが不適切であったことを認めたものと評価できる。知事及び議会は、かかる判断及び要望を真摯に受け止め、速やかに上記要望内容を実行すべきである。

- 2 ただし、監査結果は、上記「付言」の内容にもかかわらず、仙台市民オンブズマンの監査請求を却下ないし棄却している。これは、以下に述べるとおり、容認できない。

- (1) 監査結果は、地方自治法242条2項ただし書きの正当な理由の存否について、本件の実態（膨大な資料を分析、検証作業が必要であったこと）を考慮することなく、形式的に相当な期間を2ヶ月と決めて、それを経過してなした住民監査請求は違法であると判断している。しかし、このような判断は、住民監査請求制度の趣旨（住民によるチェック機能）を十分に理解しないものであり、不当である。
- (2) 監査結果は、旅費の二重支給について、旅費制度担当課等から研修等において、通勤手当は旅費条例第41条1項で定める減額調整の対象とはならないと

指導を受けていたことを理由に、違法性・不当性を否定している。しかし、旅費二重支給という財務会計行為の違法性・不当性は、指導の内容とは無関係に客観的に判断されるべき問題である。監査結果は、違法性・不当性の判断を指導の内容の問題にすり替えており、納得しがたい。

また、前記1で述べたように、付言において「旅費と通勤手当の調整を行っていなかった取扱いについては、社会通念に照らして適切さを欠いており」と述べながら、違法性・不当性を否定する合理的理由を見出しがたい。

- 3 以上のとおり、監査結果は、「付言」の内容は評価できるものの、却下・棄却した点については論拠が不十分と言わざるを得ない。住民訴訟を提起するか否かは、今後検討する。

以 上